

熊本県監査委員公告第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和3年（2021年）6月1日から8月25日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）9月24日

熊本県監査委員	福島 誠 治
同	竹 中 潮
同	内 野 幸 喜
同	高 野 洋 介

1 監査対象機関

部 局 名	機 関 名
知事公室	知事公室付、秘書グループ、広報グループ、くまモングループ、危機管理防災課
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務厚生課、財産経営課、私学振興課、市町村課、消防保安課（防災消防航空センターを含む。）、税務課
企画振興部	企画課、統計調査課、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、交通政策課、情報政策課、球磨川流域復興局、川辺川ダム総合対策課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、新型コロナウイルス感染症対策室、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課、環境立県推進課、環境保全課、自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課、男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工労働部	商工政策課（福岡事務所を含む。）、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課
観光戦略部	観光交流政策課（旧国際課を含む。）、観光企画課（旧観光物産課を含む。）、観光振興課（旧国際観光推進室を含む。）、販路拡大ビジネス課（旧観光物産課を含む。）、
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課、農業技術課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課、下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
出納局	会計課、管理調達課
教育委員会	教育政策課、学校人事課、文化課、施設課、高校教育課、特別支援教育課、学校安全・安心推進課、体育保健課、義務教育課、社会教育課、人権同和教育課
人事委員会事務局	
監査委員事務局	
労働委員会事務局	
議会事務局	
警察本部	

## 2 監査対象期間 令和2年度（2020年度）

## 3 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

## 4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

### （1）指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
総務部	消防保安課	(電気料金の支払遅延について) 令和2年(2020年)4月分の電気料金について、支払が遅れたため、遅延利息140円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。
健康福祉部	健康福祉政策課	(国庫貸付金の償還遅延について) 令和2年度(2020年度)上期分の災害援護資金の国への償還が遅れたため、延滞金27,096円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払遅延の防止に努めること。
	医療政策課	(職員の交通法規違反について) 通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
商工労働部	労働雇用創生課	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
出納局	会計課	(支払遅延の発生について) 警察本部が発注した改修工事の支払事務において、支払遅延が生じている。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。

教育委員会	教育政策課	(職員の交通事故について) 私用中に、司法処分が科された人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	高校教育課	(国庫返還金の不要な支払について) 高等学校等修学支援事業費補助金について、実績報告書の総括表の支出済額を誤った金額で国に報告し、誤った実績報告に基づく国からの債権発生通知を受け、返還手続きが必要と誤認し、不要な額を返還している。 さらに、返還に当たって、出納整理期間であるにも関わらず、歳入予算からの戻出とせず、歳出予算を流用し処理している。 国庫補助事業に係る事務手続きに当たっては、関係規定等に基づき適正な処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。
	学校安全・安心推進課	(電話料金の支払遅延について) 令和2年(2020年)11月及び12月分の電話料金について、支払が遅れたため、遅延利息76円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。
警察本部	(職員の交通事故について) 公用車による過失割合が高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項  
なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。